

**Topics****中国税務最新動向****中国税務最新動向**

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著  
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

★『国家稅務總局〈個人による不動産の無償贈与または受贈に係る營業税、個人所得稅の免稅措置に關連する證明資料の簡易化に関する公告〉』の解説（國家稅務總局公告、2015年第75号、2015年11月10日発布）

**一、公告発布の背景**

個人による不動産の無償贈与または受贈に係る營業税、個人所得稅の免稅措置の管理を強化するため、近年来、財政部、國家稅務總局は多くの通達を発表し、免稅手続きに必要な資料を明確にしてきた。もっとも、稅務執行の場面では、2つの税目で免稅措置を享受するために必要な證明資料に相違があること、さらに納稅者が證明方法を選択できる幅も狭いことから、納稅者にとって手続上の不便があった。ゆえに納稅者からは免稅措置を享受するための證明資料の統一、並びに各種證明資料からできる限り選択の幅を広げて欲しいという要求が挙げられていた。このような納稅者の要求に応え、國務院が進める手続きの簡素化と権限の委譲、手続きの利便化を徹底するために、國家稅務總局は関連通達を総合的に整理した上で、個人による不動産の無償贈与または受贈に係る營業税、個人所得稅の免稅措置に關連する證明資料を簡素化し、かつ規範化するために本公告を制定した。

**二、公告の内容****(一) 基本提出資料**

納稅者が個人による不動産の無償贈与または受贈に係る營業税、個人所得稅の免稅手続きを行う際に、『個人不動産無償贈与登記表』、当事者双方の身分証明の原本及びコピー（相続又は遺贈による場合、相続人又は遺贈受入者の身分証明原本及びコピー）、並びに不動産所有權証書の原本とコピーを提出しなければならない。

**(二) 状況別による提出資料****1、離婚による財産分割**

- (1) 離婚協議、人民法院判決書、人民法院離婚調停書のうちいづれかの原本及びコピー
- (2) 離婚証書の原本及びコピー

**Topics**

い)のみを提出することで足りるとした。

**(四) 公的證明資料の核心内容を提示**

財產關係の移転は、民法通則、婚姻法、繼承法等の法律に關係し、当事者の利益に直結するものであり、必要な證明資料は免稅措置を享受可能か否かの境界を区分する鍵を握る。よって、公告は特定の状況における贈与、相続または遺贈を受けるものは、公的證明資料を證明資料の範囲に含めるが、免稅手続きに必要な公的資料には双方の親族關係、扶養關係もしくは相続權（遺贈を受ける権利）の證明資料のみでよく、財產そのものの公的證明は必要としていない。これにより、政策の誤読による納稅者の負担増加を防ぐ。

**四、執行**

本公告は公布日より施行する。個人による不動産の無償贈与または受贈に係る營業税、個人所得稅の免稅措置に關連する證明資料はすべて公告に従い、本公告に符合しない規程は同時に廃止する。

**2、親族間の無償贈与**

- (1) 配偶者に対する無償贈与：配偶者との結婚證明書の原本及びコピー
- (2) 父母、子女、祖父母、孫、兄弟姉妹に対する無償贈与：親族關係が證明可能な戸籍謄本、出生證明書、人民法院判決書、人民法院調停書、その他の部門（権限のある部門）の発行する證明資料のうち、いづれかの原本及びコピー

**3、非親族の扶養關係者に対する無償贈与**

人民法院判決書、人民法院調停書、省村または町の発行する扶養關係證明、その他の部門（権限のある部門）の発行する扶養關係を證明する證明資料のうち、いづれかの原本及びコピー

**4、相続又は遺贈**

- (1) 不動産所有者の死亡證明の原本及びコピー
- (2) 公的證明で相続又は遺贈を證明できる資料の原本及びコピー

**(三) 行政サービスの向上**

各地方稅務機關は、稅務相談室、ウェブサイトの開設、12366ホットラインの設置、納稅者學習コーナー等の多くのチャンネルを通して、稅收優遇政策及びその手続きを積極的に宣伝するとともに、納稅者からの質問には適時かつ適切に回答を行わなければならない。また、セミナー等を行い、納稅者の不便を解消することを要する。政府機關の情報サービスを通して證明情報を検索できる地区については、情報の共有を図ることにより納稅者の資料収集の負担を軽減することができる。

**三、公告による影響****(一) 営業税及び個人所得稅に係る免稅資料の統一**

公告では、個人による不動産の無償贈与または受

贈に係る營業税、個人所得稅の免稅措置に必要な資料を統一するとともに、離婚の財產分割、親族間の無償贈与、非親族の扶養關係者への無償贈与、相続又は遺贈という4つの状況に分類した。これにより、従来の管理規程で問題となっていた營業税と個人所得稅での證明資料の差異をなくし、稅務機關による執行の規範化に寄与するとともに、納稅者の利便性を図っている。

**(二) 免稅手続きに必要な證明資料の簡素化**

公告では納稅者による免稅手続きの利便化という観点から、證明資料の簡素化を行った。例えば、父母が子女に贈与する際、戸籍による双方の關係の證明のみでよいとした。

**(三) 証明資料の選択性を拡充**

公告では證明資料の多様な形式を列挙し、「いづれか」という文言が示すとおり選択性を与え、納稅者に利便性をもたらした。例えば、離婚による財產分割の際、納稅者は離婚證明、または離婚協議（人民法院判決書もしくは人民法院離婚調停書）でも良好

※本記事は、中国政府、國家稅務總局及び地方稅務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したもので、概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報を用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。